

NAMARAオークション規約

第1条（規約の目的）

本規約は「NAMARAオークション」（以下「当オークション」という）を開催するにあたり、手続き方法等を定めたもので当オークションの円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（名称）

当オークションは「NAMARAオークション」と称する。

第3条（当オークションの目的）

当オークションは次の物品等を目的とする。

- (1) 美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮革・ゴム製品類、書籍、金券類の売買の仲介
- (2) 美術品類、衣類、時計・宝飾品類、自転車類、写真機類、事務機器類、機械工具類、道具類、皮革・ゴム製品類、書籍、金券類の売買に伴う一切のサービス

第4条（運営）

当オークションは、本規約のほか、別途定める諸規程に基づき、BJK株式会社と株式会社リップスが運営を行う。

第5条（所在地）

当オークションは、北海道札幌市中央区南7条西6丁目289番地6号カンエイビルにその本拠を置くものとする。

第6条（事務局）

当オークションの事務局は北海道札幌市中央区南7条西6丁目289番地6号カンエイビルに設置する。

第7条（開催地）

当オークションは、北海道札幌市中央区南7条西6丁目289番地6号カンエイビルで開催する。

第8条（開催日時）

当オークションは原則毎月1日及び5日及び20日に開催するものとする。開催時間は午前9時及び午前9時30分からとする。但し、開催日および開催時間は主催者都合により変更する場合がある。

第9条（参加資格）

当オークションに参加するには、主催者が定める会員資格を有する者（以下「会員」という。）とする。

当オークションの会員資格は次の通りとする。

- (1) 公安委員会交付の古物商許可証の所有者でなければならない。なお、当オークションに参加する際は、古物商許可証を所持し、警察または主催者の要請があるときはこれを提示しなければならない。
- (2) 主催者が要請する必要書類を提出し、入会審査に合格しなければならない。
- (3) 常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。

第10条（任意退会）

会員が任意に退会する場合は、主催者に対し書面にて届け出るものとし、主催者が書面を受理した月の月末をもって退会できるものとする。但し、会員に決済未完了の商材取引、主催者に対する債務等が存在する場合、主催者は退会届の受理を留保することができ、この場合退会は認めない。

第11条（禁止行為）

会員は次の行為をしてはならない。

- (1) 会員以外の者を当オークションに参加させること。
- (2) 会員間の直接取引及び決済。
- (3) 不正品及びその疑いのある商材を出品すること。
- (4) 盗品及び遺失物の疑いのある商材を出品すること。
- (5) その他、当オークションの諸規約、諸規程及び取り決め事項に定める条項に違反すること。

第12条（参加制限）

主催者は、次の事項に該当した会員の当オークションへの参加を制限することができる。

- (1) 当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
- (2) 前条に規定する行為を行ったとき。

第13条（年会費）

会員は、主催者の定めた方法により年会費を支払わなければならない。尚、年会費は、途中退会等如何なる理由でも返金しないものとする。

第14条（参加費）

会員は、主催者の定めた方法により当オークションへの参加費を支払わなければならない。

第15条（手数料）

会員は、主催者の定めた方法により手数料を支払わなければならない。

第16条（クレーム及びトラブルの処理）

- (1) 当オークション終了後、落札会員から落札商材の品質及び機能動作についてクレーム申告があった場合、または落札商材が不正品の疑いがあった場合、主催者が出品会員、落札会員双方の調停処理、または裁定を行う。
- (2) 裁定の結果については、出品会員及び落札会員双方ともこれに従わなければならない。
- (3) 裁定の結果、落札会員から出品会員に商材が返品された場合、主催者は原則として手数料は返金しないものとする。
- (4) 当オークション終了後、落札商材が盗品及び遺失物の疑いがあった場合、監督官庁の判断及び法令の定めるところに従い、主催者と出品会員及び落札会員双方は協力して解決にあたる義務を負うものとする。
- (5) 上記クレーム及びトラブルの処理に関して、主催者は会員以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。

第17条（品位の保持）

会員は社会道徳を重んじ、次の行為を慎み、会員に相応しい行状の保持に努めなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為。
- (2) 倫理的秩序に反する行為。
- (3) 自由や人権を害する行為。
- (4) その他、社会的相当性の無い公序良俗に反する行為。

第18条（反社会的勢力の排除）

会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第19条（強制退会）

会員が以下の各号に該当した場合、主催者の判断で当該会員を強制退会させることができる。また、この場合当該会員は異議申し立てをできないものとする。

- (1) 当オークションの運営上、著しく支障を来たす行為を犯した場合。
- (2) 本規約の条項に違反した場合。
- (3) 銀行取引停止処分を受けた場合。
- (4) 第三者から差押さえ、仮差押え、仮処分を受けた場合。
- (5) 破産・民事再生、または会社更生等の申立てがあった場合。
- (6) 信用の悪化等、上記各号に類する相当の事由が認められる場合。

第20条（情報の提供）

会員が前条の各号に該当した場合、主催者の判断で当該会員の情報を他の古物市場主に対し、当該情報の提供を行うことができる。また、この場合当該会員は異議申し立てをできないものとする。

第21条（規約・規程の改定）

諸般の情勢の変化により、本規約その他当オークションの諸規約、諸規程及び取り決め事項の改定を主催者が必要と認めた場合、随時任意に改定し、会員に通知する。

附則

本規約は、2020年3月1日より施行する。

NAMARAオークション取り決め事項

1. 入会金および年会費

- (1) 入会希望者は、入会金として30,000円(税込)を主催者にお支払いください。
お支払いいただいた入会金は理由の如何を問わず返金することはできません。
ただし、2020年9月までの入会に関しては入会金をいたしません。
- (2) 会員は主催者の定めた方法により年会費をお支払いください。
ただし、当面の間年会費は無料とします。

2. 参加費

- (1) 会員は、当オークションの各大会に参加するときは、都度参加費を主催者にお支払いください。
- (2) 大会参加費として一人あたり3,000円(税込)をお支払いください。

3. 手数料

- (1) 荷主(出品者)は、出品した商品が落札された場合、次項(2)に定める手数料を主催者にお支払いください。
- (2) 手数料の算出料率は、次の通りとします。

売 手 数 料	ブランド・BJ大会	落札金額の5% 指値は10,000円以上とします
	宝石大会	落札金額の5% 指値は10,000円以上とします
	時計大会	落札金額の3% 指値は10,000円以上とします
買 手 数 料	ブランド・BJ大会	買上金額の2%
	宝石大会	買上金額の2%
	時計大会	買上金額の2%

- (3) 手数料には別途消費税がかかります。
- (4) 手数料を算出したとき、1円未満の端数は切り捨て処理いたします。
- (5) 手数料は、4.決済 (2)項の定めに従い主催者にお支払いください。

4. 決済

- (1) **落札金額には別途消費税がかかります。**
- (2) 買主（落札者）は、落札した商品の代金を主催者にお支払いください。支払いは、大会前日までに主催者が指定した銀行口座への前受金の振込み、または大会当日帳場での現金払いとし、売掛は一切いたしません。また、決済後、前受金に残金が発生した場合、大会翌日より銀行三営業日以内に買主が取引口座として登録した口座に主催者が振り込みいたします。
- (3) 荷主（出品者）にお支払いする落札された商品の代金は、大会翌日より銀行三営業日以内に荷主が取引口座として登録した口座に代金から規程の手数料を差し引いた金額を主催者が振り込みいたします。
- (4) 会員と主催者間で同時期に相対する債権・債務が発生した場合、差引計算による相殺をいたします。
- (5) 主催者指定口座は次の通りです。

金融機関名：ジャパンネット銀行 すずめ支店 (002)

口座番号：2862424

口座名義：ビージェイケー（カ

5. 出品

- (1) 荷主は、主催者が指定する方法にて出品商品の商品情報及び付属品情報を入力してください。
- (2) 荷主は、出品商品に必ずNAMARAオークションの出品表と同じ枝番号を記載した主催者が指定する荷札を付けてください。
- (3) 原則、商品の真贋は出品者保証となります。真贋や刻印(型番・シリアル等)改変については事後交渉の対象となります。
- (4) 荷主は、時計、バッグ、財布及びブランド雑貨を出品する場合、NAMARAオークションの出品表に定価及び型番を入力してください。
- (5) 荷主は、張り合わせ、染色、着色、充填及びコーティング等、合成や処理が施された商品を出品する場合、それを必ずNAMARAオークションの出品表に入力し

てください。

- (6) 荷主は、宝石装飾等の後付け処理が施された商品を出品する場合、NAMARAオークションの出品表に「見た目」と入力してください。
- (7) 荷主は、動作保証が出来ない時計を出品する場合、NAMARAオークションの出品表に「現状」又は「動作保証無し」と入力してください。
- (8) 下見本に「見た目」又は「現状」又は「動作保証無し」と記載された商品の後交渉は一切受けません。
- (9) 荷主は、地金製品の目方はグラムで計量しNAMARAオークションの出品表に入力してください。
- (10) 競りの落札金額は、成行での取引となります。やむを得ず、荷主が落札金額に下限を設定する場合、NAMARAオークションの出品表に指値金額を入力してください。なお、指値金額は、全て1万円以上となります。事前に指値金額を設定していない商品の落札金額に関する荷主からの後交渉は受けません。指値が落札予想価格を大幅に上回ると主催者が判断した場合は、指値の変更をお願いします。
- (11) 出品商品に保護テープが巻かれている場合、検品の目的で主催者が剥がすことがあります。新品商品等で剥がせない理由がある場合、荷主は商品発送のときに主催者にお知らせください。また、新品商品で開封厳禁による出品の場合は落札者が落札後に開封、確認します。この際の動作保証や傷などは荷主保証の対象となります。
- (12) 永久カレンダー等、特殊な機能の時計を出品する場合、荷主は操作方法や取り扱い方法をあらかじめ主催者にお知らせください。
- (13) 荷主ご自身でソーティングした商品、または鑑定書及び鑑別書は参考及び目安として、大会出品リスト（以下、「下見本」といいます。）に掲載します。
- (14) 主催者は、荷主が出品した商品の商品情報及び付属品情報を下見本作成に利用いたします。また、それらの情報を主催者が外部に当オークションの資料として公表することがあります。
- (15) 色石類は、荷主がNAMARAオークションの出品表に入力した内容に準じて下見本に掲載します。
- (16) CVD (Chemical Vapor Deposition) 合成ダイヤモンドの出品はできません。
- (17) NAMARAオークションの出品表に記載されたロレックス等の時計の型番は、荷主

保証の対象となります。

- (18) 時計の機械及び宝石装飾部分は、荷主保証の対象となります。また、クォーツ時計は、荷主が動作を確認のうえ出品してください。電池切れの状態で購入した場合、動作は荷主保証の対象となります。
- (19) ダイヤモンド一個石に限り0.5ct以上の石目は、荷主保証の対象となります。
- (20) 荷主が出品を取り消す場合、商品の返却は原則大会終了後となります。落札成立後の出品取消は原則できません。返却時の送料は荷主負担となります。
- (21) 競り前に出品商品の落札金額が1万円未満と主催者が予測したとき、主催者の判断でロット（ひと山）にする場合があります。
- (22) 出品商品・返品・引き分の送料は、荷主負担となります。
- (23) 荷主は競り会場に入室するとき古物商許可証を携帯してください。
- (24) 引き商品の確認は商品到着後、速やかに行ってください。お受け取り後、日時を経過してからの商品有無や状態変化に対するお問い合わせは原則お断りさせて頂きます。なお、状態変化に対してはオークションの仕組み上、保証致しかねる事となりますのでご理解頂きますようお願い致します。

6. 落札

- (1) 主催者は、商品の真贋について保証いたしません。商品の真贋は、買主が判断してください。主催者が配布する下見本の商品情報及び付属品情報は、荷主の申告に準じて掲載していますが、それらあくまで参考及び目安としてください。買主は下見会で十分検品のうえ、競りに参加してください。
- (2) 買主は、競りのときの掛け声に符丁は使わず、ハッキリとした数字で声をかけてください。
- (3) 買主は、競り上がりのとき一割以上を目安としてください。
- (4) 競りの落札金額は税抜きとなります。別途、消費税をお支払いください。
- (5) 下見会で確認できる傷や汚れ、又は時計のバンド故障及び文字盤の汚れ等での後交渉は受け付けません。
- (6) 落札後のソーティング費用は、買主の負担といたします。但し、ソーティングの結果と荷主の申告が異なった場合、その費用は荷主が負担するものとします。
- (7) 下見本に付属品として掲載されている鑑定書は、あくまでも参考及び目安としてください。

- (8) 下見本に商品情報として掲載されている金性はあくまで参考予備目安としてください。
- (9) 万が一、落札後に定価違いが判明した場合でも後交渉の対象にはあたりません。
- (10) 買主は、競り終了後に主催者立ち合いのうえ、落札商品の付け合わせをしてください。
- (11) 主催者は、商品を出品した荷主名を伏せて下見会と大会を運営し、大会終了後も荷主名を開示することはありません。但し、主催者が荷主名の開示が必要と判断した場合は、その限りではありません。
- (12) 落札商品の送料及び保険加入料は買主負担となります。
- (13) 買主は競り会場に入室するとき古物商許可証を携帯してください。

7. 保留品

7-1.保留品の概要

- (1) 当日指値に達しない商品は保留扱いとなります。主催者は当日のオークション終了迄に荷主、買主双方と連絡を取り交渉を行う事とします。
- (2) 荷主は主催者から保留品の連絡を受けた場合、指値の変更が可能か判断下さい。即日の返答を頂けない場合は引きとさせていただきます。
- (3) 買主は主催者から保留品の連絡を受けた場合、落札価格の変更が可能か判断下さい。即日の返答を頂けない場合は引きとさせていただきます。
- (4) 指値との差が大きく開いている場合は主催者判断により即、引きとさせて頂く場合がございます。

8. 後交渉

8-1.後交渉の概要

- (1) 以下各号の場合に限り、買主は主催者に対し、落札商品に関する後交渉を申し入れることができます。なお、後交渉の処理は荷主の責任に於いて行われ、主催者の仲介のもと、荷主及び買主双方協力して解決にあたるものとします。
 - ① 商品に外見上判断出来ない瑕疵があった場合。
 - ② 荷主の出品時申告と異なり合成、処理及び後付け処理が施された商品と判明した場合
 - ③ 色石類で大会終了後の鑑別の結果、荷主の出品時申告と異なった場合
- (2) 主催者への後交渉の申し入れ期間は、宝飾品類が大会翌日から一ヵ月間以内、その他の物品類が大会翌日から二週間以内となります。その期間を経過した場

合、主催者は申し入れを受付けません。但し、メーカー修理等やむを得ない理由により後交渉期間の延長を希望する際は、申し入れ期間内にその旨を主催者にお知らせ下さい。当該商品の主催者が了承した場合、所定期間終了日の翌日から二週間延長となります。尚、それ以降も延長を希望する場合は、都度二週間ごとに主催者までお知らせください。延長継続のお知らせがない場合は、それ以降の後交渉は一切受付けません。

- (3) ブランド・ジュエリーのメッキ処理及び他社仕上げによる後交渉は受付けません。
- (4) 宝飾品類の後交渉で参考とする鑑別及び鑑定機関は、中央宝石研究所及びジェムリサーチジャパン（以下、「二機関」といいます。）といたします。それ以外の機関で取得した鑑別書及び鑑定書等の結果と二機関の結果が異なった場合、二機関を優先いたします。
なお、二機関で結果が異なった場合、中央宝飾研究所を優先いたします。
- (5) 製造元が発行したアーカイブの記載事項と当該商品のケース、機械及び文字盤等に相違が発覚した商品は、所定期間を遡って後交渉の対象となります。

8-2.不正品、盗品及び遺失物

- (1) 落札商品が、大会終了後、不正品と判明した場合、大会翌日から一ヶ月以内は後交渉の対象となります。なお、後交渉の処理は荷主の責任に於いて行われ、主催者の仲介のもと、荷主及び買主双方協力して解決にあたるものとします。
 - ① 当該商品の真贋は、当該商品の製造者、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン、一般社団法人日本流通自主管理協会及び一般社団法人全国質屋ブランド品協会のいずれかの判定及び判定基準を参考にします。
 - ② 当該商品が、監督各官庁及び当該商品の製造者等によって押収、又は破壊された場合、荷主は次号に従い、主催者を通じ、買主に返金するものとします。
 - ③ 主催者は、買主が、前号により返金を受ける場合、監督官及び当該商品の製造者等より交付された押収、又は破壊に関する書類等を主催者に提示し、その複写を荷主に提出するものとします。
- (2) 落札商品が、大会終了後、盗品及び遺失物と判明した場合、又は盗品及び遺失物の疑いがあるとされた場合、後交渉の対象となります。なお盗品及び遺失物の被害者及び遺失者への回復は、監督各官庁の判断及び法令の定めるところに

従い、主催者、荷主及び買主双方は、協力して解決にあたるものとします。

- ① 監督各官庁の許可のあった場合、買主は、主催者を通じ、荷主に返品できるものとします。
- ② 監督各官庁の指示で買主が盗品及び遺失物を押収、又は任意提出した場合、荷主は次号に従い、主催者を通じ、買主に返金するものとします。
- ③ 買主は、前号により返金を受ける場合、監督各官庁より交付された押収品目録交付書等を主催者に提示し、その複写を荷主に提出するものとします。
- ④ 返品及び返金処理の過程で主催者の判断により、荷主及び買主の必要な範囲の情報を開示する場合があります。

9. 附則

- (1) 主催者は、本取り決め事項を監督各官庁の指導、法令の変更及び改定や、当オークション運営上の必要に応じ必要な範囲内で変更し、会員に随時通知します。
- (2) 本取り決め事項に定めていない事項及び疑義の生じた事項については、信義誠実の原則に基づき協議のうえ解決します。
- (3) 本取り決め事項は、2020年3月1日より施行します。

2020年 3月 1日 制定

NAMARAオークション出品に関する注意事項<商品>

[宝石]

1. 原則出品リストに記載された重量、石名、品位を保証対象とさせていただきます。 検品中あきらかにリストと違うものに関しましては事前通知させていただきますが、オークション終了後もリストとの相違が判明した場合は事後交渉の対象となります。
2. ソーティング、または鑑定書、鑑別書等の有無についてはその旨をリストとタグに記載願います。
3. 色石類は出品商品リストに記載の通り出品させていただきます。 なお、落札後鑑別などの結果で申告と相違する結果が出た場合、事後交渉の対象となります。
4. 合成、模造、充填、染色、着色、張り合わせ、コーティング等、処理を表記せずに取り引された場合は、事後交渉対象となります。
5. 落札者が商品を鑑定機関に出し事後交渉に該当する判定結果が出た場合、鑑定費用は出品者負担となります。
6. ブランドジュエリーはメーカー修理が受けられず、その理由を主催者が妥当な理由と判断した場合は、事後交渉対象となります。

[時計]

1. 原則、商品の真贋は出品者保証となります。真贋や刻印(型番・シリアル等)改変については事後交渉の対象となります。
2. 原則、動作確認済の正常品での出品をお願いします。動作保証できない商品の出品の際は、必ず出品表に「現状」又は「動作保証無し」と表記願います。表記がないものはすべて出品者保証となります。
3. クォーツ時計は電池切れの無いように出品してください。
4. 「見た目」と表記されず、ベゼルダイヤ・ブレスダイヤ等、宝石装飾部分が明記されている場合に関しては、メーカー純正品とみなします。「見た目」の表記がなく、該当商品がメーカー純正品でなかった場合は後交渉の対象となります。
5. 真贋判定や修理等で、メーカーからの回答が事後交渉期間内に出来ない旨の連絡が入った場合は出品者への確認の上、期間延長をお願いする場合があります。
6. 出品表に記載いただく時計の型番は出品者保証となります。
7. 出品した商品にラップフィルム等を巻いてある場合、程度確認のためそれらをはがすことがあります。新品商品等、はがせない理由がある場合は出品時にあらかじめ連絡ください。連絡がない場合の交渉には応じかねます。但し、ラップフィルム等をはがさない場合は、動作保証およびキズ等は事後交渉対象になります。
8. メーカーの正式な回答が得られないブランドの真贋判断につきましては、主催者判断と

させていただきます。

9. 下見中の取扱いは十分注意いたしますが、下見中に生じたスリ傷等は補償致しかねます。
(但し、機械不良を発生させた場合は主催者が補償致します)

[バッグ・その他]

1. 原則、商品の真贋は出品者保証となります。真贋や刻印(型番・シリアル等)改変については事後交渉の対象となります。
2. 出品商品リストに記載いただく内容に相違があった場合は事後交渉対象になる場合があります。
3. 付属品を記載していない商品の場合は、付属品に対する保証はいたしかねます。
4. ランクに関してはあくまでも参考とするもので、品質を保証するものではありません。

以上